宗像市市民サービス協働化提案制度

～　募 集 要 項　～

【平成３１年度募集版】

福 岡 県 宗 像 市

１．概要

この制度は、市が行っている全ての市民サービスに関する情報を公表し、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、民間事業者（以下「民間団体等」という。）がノウハウ、アイディア等を生かして、これまで市が行っていた事業について、民間団体等が自ら企画立案した上で提案し、採択された後、平成３１年度および翌年度から市と協働で事業を実施していくものです。

【イメージ図】

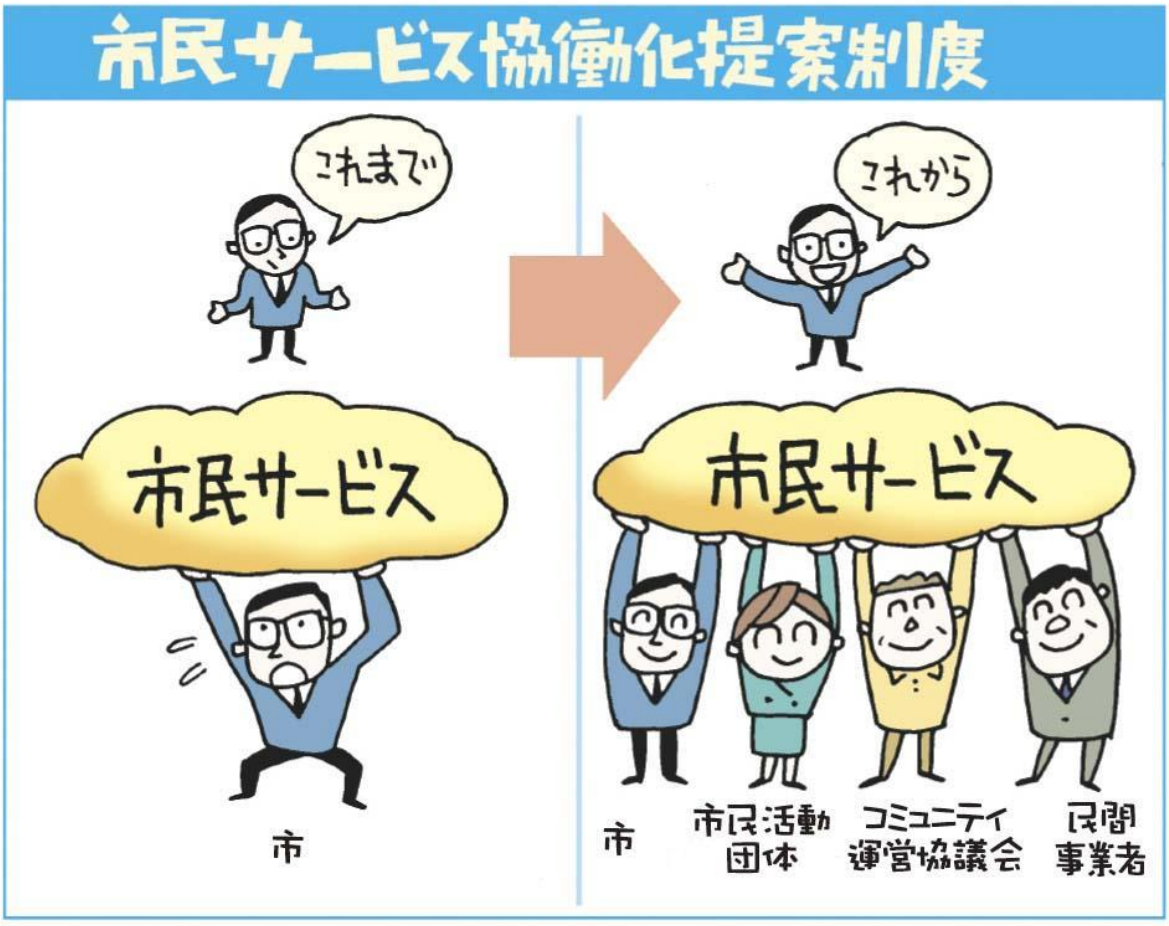

２．目的

民間団体等がノウハウ、アイディア等を生かして、自ら企画立案から実施まで行い、積極的に民間団体等が市民サービスを担っていただくことで、主に次の５点を目指していきます。

（ア）市民サービスの質の向上

（イ）市政への参画、協働又はコミュニティ活動の推進

（ウ）市政の透明性の向上

（エ）「市」と「民間団体等」の適正な役割分担

（オ）効果的・効率的な行政運営の推進

３．提案できる内容

（１）対象となる市民サービスは、市が直営で行っているすべての市民サービスです（民間団体等に委託するものを除く）。すべての市民サービスを掲載した全事業一覧表を市ＨＰに掲載、または下記の箇所に配置しています。

【ファイル設置箇所】
（ア）市役所情報コーナー、（イ）メイトム宗像
（ウ）大島行政センター、　（エ）各地区コミュニティ･センター

なお、全事業一覧表には、民間団体等に委託しているもの、提案制度に該当しない事業などを含めた、市が実施しているすべての市民サービスを記載しています。市民サービスの内容などについては、コミュニティ協働推進課へお問い合わせください。

（２）提案する市民サービスについては、全事業一覧表に記載されている市民サービスの一部のみや、複数を組み合わせることも可能です。

（３）この制度で採択を受けた事業で、平成３１年度が実施最終年度である市民サービスについては、他団体も提案することができます。

（４）次の３項目に該当する市民サービスについては、市が実施する市民サービスとします。ただし、当該市民サービスの一部には、民間団体等が実施できるものもあると考えられますので、提案することはできるものとしますが、最終的に実施できるかどうかは、宗像市市民参画等推進審議会（以下「審議会」という。）の審査を経て、市が決定します。

（ア）　法令等の規定により職員が直接実施しなければならないとされているもの
（イ）　公権力の行使に関わるもの
（ウ）　市の政策立案等の意思決定に関わるもの

４．提案できる団体

（１）提案できる団体は、次のとおりです。なお、（ア）及び（ウ）は、市外の団体も提案できます。

（ア）３人以上で組織する市民活動団体（宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（以下「市民参画条例」という。）第２条第１０号で定められている市民公益活動団体をいいます。）

（イ）コミュニティ運営協議会（市民参画条例第３７条で定められているコミュニティ運営協議会をいいます。）

（ウ）民間事業者

（２）次に該当する団体は、提案することができません。

（ア）成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
（イ）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
（ウ）禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、

又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

（エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（オ）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

（カ）法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（キ）暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する者

（ク）その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成１８年政令第２２８号）第３条で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

（ケ）その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって提案制度の公正な実施又は提案制度に対する市民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

（コ）宗像市税を滞納している者

（サ）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されている者

（シ）本市が行う建設工事又は製造の請負、業務の委託、物品の購入、役務の提供等に係る指名競争入札について指名停止となっている者

（３）宗像市政治倫理条例第１１条第１項では、「市長、副市長及び教育長並びに議員(以下「該当者」という。)の配偶者及び２親等以内の親族、これらの者が役員をしている企業、又は次に掲げる企業は、法第９２条の２、第１４２条、第１６６条第２項及び第１８０条の５第６項の規定の趣旨を尊重し、市民の疑惑の念を生じさせないため、市が行う工事等の請負(下請負を含む。)、業務委託契約及び一般物品納入契約等の契約行為について、辞退するよう努めなければならない。」となっています。

５．提案できる実施期間

（１）この制度により民間団体等が実施する市民サービスの期間は原則単年度とします。ただし、複数年実施することで、より効果が認められるものについては、最長４年度を上限にして、複数年度の実施を前提にした提案をすることができます。ただし、その場合の採択する実施期間については、審議会の審査を経て、最終的に市が決定します。

（２）この制度で採択を受けた民間団体等が、事業の実施期間終了後も引き続き同一事業を実施しようとする場合は、再度提案が必要です。ただし、事業費の提案額が５０万円以下の場合は、再提案の必要はありません（担当課と別途協議）。

６．提案募集期間

提案の募集は、次の２つのコースに分けて行います。

（１）現年度開始コース

このコースは、平成３１年度に採択を受けた後、平成３１年度中（開始時期は、市が採択を決定する６月下旬以降）に事業に取り組みます。

募　集　期　間	提案できる団体
平成３１年４月１日（月）～ ４月２６日（金）	市民活動団体 コミュニティ運営協議会 民間事業者

（２）次年度開始コース

このコースは、平成３１年度に採択を受けた後、翌年度から事業に取り組みます。

	期　間	提案できる団体
第１次提案募集期間	平成３１年４月１日（月） ～６月２８日（金）	市民活動団体 コミュニティ運営協議会
第２次提案募集期間	平成３１年７月１日（月） ～８月２３日（金）	市民活動団体 コミュニティ運営協議会 民間事業者

※このコースで、第１次募集期間中に市民活動団体またはコミュニティ運営協議会が提案した市民サービスについては、第２次提案募集期間中に同一の市民サービスについて提案することはできません。第１次募集期間終了後、市民活動団体、コミュニティ運営協議会が提案した事業の一覧を市ＨＰに掲載します。

７．事前相談

提案制度の内容の質問から、「自分たちの活動のどの部分が市民サービスとして提案できるのか？」など、提案に当たっての質問まで、提案制度のことならなんでも相談を受け付けます。

相談はコミュニティ協働推進課が行うとともに、関係する部署の職員も同席し、相談やコーディネートを行います。また、メイトム宗像にある市民活動・NPO センターで、提案に向けての疑問や相談をすることができます。

８．提案

提案は、以下に定める様式（必要書類の添付を含む。）により行うものとします。なお、提出された全ての書類は、返還しませんのでご了承ください。

（１）提案に向けた市民サービスについての問い合わせや相談・協議

市民サービスの内容などの確認を行った後、提案に向けての相談・協議は直接、担当課と行ってください。

（２）提出書類

① 提案しようとする市民サービスの相談・協議を終え、提案に向けた市民サービスの企画立案を終えたときは、以下の書類をコミュニティ協働推進課に提出してください。

	提案団体調書・確認書（様式第１号）	誓約書（様式第２号）	提案団体事業報告書（様式第３号）	提案事業企画書（様式第４号）	提案事業実績報告書（様式第５号）	収支計画書	担当課意見書
（ア）	―	○	―	○	再提案の際提出	○	○
（イ）	―	○	―	○		○	○
（ウ）	○	○	○	○		○	○

ただし、提案団体ごとに提出書類が異なります。次の（ア）～（ウ）の区分にしたがい、必要な書類を提出してください。提出書類については、下記の提出書類一覧で確認してください。

○提出書類一覧

（ア）コミュニティ運営協議会

（イ）宗像市競争入札参加資格等に関する規程（平成１５年宗像市訓令第１９号）に規定する競争入札における有資格業者としての認定を受けた民間事業者

（ウ）上記の（ア）、（イ）に該当しない民間団体等

② 提案団体調書・確認書と付随する提出書類は、宗像市市民サービス協働化提案制度に関する要綱第３条第２項各号に規定されている欠格事由に該当するかどうか、団体の事業遂行能力を審査するなどのために利用します。なお、これらの書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性及び事業遂行能力の審査のため、必要な範囲において利用し、又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。

③ 市民活動団体が提案する場合、市民参画条例第３２条の行政サービスの協働の登録をしていないときは、提案団体調書・確認書及び誓約書を提出する際に、同登録をしてください。

④ 民間事業者が提案する場合、宗像市市民サービス協働化提案制度に関する要綱第１８条第２項により、「民間事業者は、契約を締結するに当たり、宗像市競争入札参加資格等に関する規程（平成１５年宗像市訓令第１９号）に規定する競争入札における有資格業者としての認定の例により、同訓令第３条に基づく認定を受けていなければならない。」と定められていますので、契約を締結する前に認定を受けてください。

⑤　提案事業企画書

審議会の審査では、提出された様式第１号～様式第５号を審査資料とします。また、下記の区分にしたがい、資料を作成してください。

（ア）市民活動団体の場合は、宗像市市民活動団体の登録に関する要綱に基づく登録内容（団体情報）を審査資料とします。必ず事前に団体情報を登録してください。団体情報の登録後、提案事業企画書（様式第４号）の「宗像市市民活動団体登録」欄の「□ 済」にチェックを付けてください。なお、団体情報を変更する場合は、コミュニティ協働推進課へお問い合わせください。

（イ）コミュニティ運営協議会の場合は、特に必要ありません。

（ウ）民間事業者の場合は、団体情報を登録する必要はありませんが、これに類する書類を提出する必要があります。提出様式は後日案内します。

⑥　収支計画書の作成

提案事業についての収支計画書については、下記の積算要領に基づいて作成してください。

※ 積算に際しては、人件費を含め、必要なすべての経費を計上してください。

収支計画書に関する積算要領		
項目	使途区分	積算の記入方法
①報償費	講師等に対する謝金、原稿執筆等に対する謝金等	謝金の目的別（講師謝金、原稿執筆謝金等）に記入すること 【人数×回数×単価】
②旅費	会議等のために要する交通費、講師等の会場までの交通費等	＊目的地までの最短の公共交通機関を用いた金額で算定すること ＊旅費の目的別（会議出席、講師交通費等）に記入すること 【人数×回数×単価】
③消耗品費	文具、書籍等の消耗品（備品的なものは対象外とする）の購入に要する経費	主な物品種別ごとに記入すること 【数量×単価】
④印刷製本費	資料、チラシ、パンフレット等の印刷物の作成に要する経費	目的別（資料、チラシ作成等）に記入すること 【部数×単価】
⑤通信運搬費	郵送料、電話料等の通信運搬に要する経費	目的別（資料、チラシ作成等）に記入すること 【回数×単価】　【月額×〇ケ月】

⑥使用料・賃借料	会場借上料、機械・器具・設備等の借料、車両借上料等に要する経費	対象別（会場借上料、機械等の借料等）に記入すること 【回数×単価】　【月額×〇ケ月】
⑦保険料	講師・スタッフに対する傷害・損害保険、物品に対する損害保険等に要する経費	対象別に記入すること 【人数×単価】
⑧賃金	日々雇用等単純労務に対する賃金	目的別に記入すること 【人数×〇日×単価】
＊収支計画書の積算は原則として上記項目の区分に従い記入すること。なお、上記以外の項目が必要な場合は適宜設定すること。この場合、上記の積算の記入方法に準じた記入をすること。 ＊飲食物等の食糧費は積算の対象としない。		

９．審査

（１）提案された市民サービスを採択するかどうかは、①予備整理⇒②審議会での審査⇒③市の決定の順により行います。

①　予備整理

提案された市民サービスの内容などについて、担当課が法令などの点で問題がないかなどを整理します。

②　審議会での審査

（ア）審議会は、提案された市民サービスごとに、「１０．満たすべき基準」を満たしているかどうかを審査します。

（イ）提案した民間団体等は、審議会に出席いただき、プレゼンテーション（説明）していただきます。なお、審議会の日時、場所等は後日連絡します。

（ウ）審議会は、審査するために必要な資料などを提案した民間団体等に求めることがありますので、その際は指定された期日までに関係書類をコミュニティ協働推進課に提出してください。

（エ）審議会は、提案した民間団体等、担当課の意見を踏まえながら、調査検討を行った上で、意見書をまとめて市長に提出します。

１０．満たすべき基準

民間団体等が提案する市民サービスは、次の基準を満たさなければいけません。また、それぞれの基準についての審査等のポイントは次のとおりです。

	満たすべき基準	審査等のポイント
（ア）	市と民間団体等の役割分担が適切であること。	①事業計画における協働体制は適切か ②市の担当課に期待される役割は適切か
（イ）	現状より市民サービスの質などの向上が図られること。	①行政のみでは提供しづらい高度で専門的な内容、あるいは豊富な量のサービスの提供等が期待できるか ②民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容となっているか ③受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか
（ウ）	当該民間団体等において市民サービスを実施する体制などが整備されていること。	①同種の活動実績を有しているか ②スタッフの配置が適切になされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ③会計処理、個人情報の保護、著作権の取扱いなどについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ④事業を安定的に行うための資金を有しているか
（エ）	市民公益活動団体、コミュニティ運営協議会又は民間事業者の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働若しくはコミュニティ活動の推進又は専門性が著しく高いサービスの提供が図られること。	①「協働」の推進が期待できるか ②「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ③「専門性の高いサービスの提供」の推進が期待できるか　※特に民間事業者においては、この視点を満たすことが望ましい。
（オ）	当該民間団体等が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること。	①現状と比較しコスト縮減が期待できるか ②サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ③手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか

１１．決定

（１）（ア）市は、審議会の意見書を踏まえ、総合的に判断して最終的な決定をします。決定は、採択、条件付き採択、不採択です。

（イ）提案された市民サービスが優れたものであっても、予算などの行政運営上の観点から、条件付き採択、不採択となる場合があります。

（２）市は採択を決定した後、提案した民間団体等に決定の内容を通知します。なお、不採択の場合は、その理由を明示します。また、メイトム宗像ＨＰ、市ＨＰなどで公表します。

（３）市の決定で採択されることになった場合でも、市民サービスを実施する上で、法令の規定により、市議会の議決、許可などの手続が必要な場合で、必要な手続が得られないときは実施できません。

１２．契約の締結、実施（採択された場合）

（１）民間団体等と市との間で、委託契約を締結します。なお、契約に当たっては、仕様書などを契約書に添付するなど、他の契約と同様な手続、形式などにより行います。

（２）契約は、地方自治法の契約に関する条項、宗像市契約事務規則などの関係法令に基づいて行います。特に以下の事項に留意してください。

①委託費の支払いについては、原則、当該年度での事業終了後に支払う精算払とします。なお、実施団体の事業遂行に当たって必要な場合は、事前に一定額を支払う、概算払も可能です。

②実施団体は、事業の全部又は大部分を第三者に委託し、又は請負わせてはいけません。

（３）市と採択された民間団体等の間において、あらかじめ個人情報保護に関する協定を結びます。ただし、採択された民間団体等が当該協定に相当すると市が認める規程等を設けている場合は、当該規程の定めるところによることができます。

市民サービスの実施に当たり、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、宗像市個人情報保護条例その他関係法令に基づいて、適切に処理してください。

（４）現年度事業開始コースで採択された民間団体等は、委託契約締結後速やかに、次年度事業開始コースで採択された民間団体等は、翌年４月１日以降に市と協働で市民サービスを実施します。

１３．報告会の開催

この制度で採択された市民サービスを初めて実施した年度末に、次年度以降のサービスをより向上させるために、事業の振り返り・点検を行う報告会を開催します。日時は、後日お知らせしますので、ご出席をお願いします。

【問い合わせ先】
〒８１１－３４９２　宗像市東郷一丁目１番１号
宗像市コミュニティ協働推進課 政策係
TEL　0940－36－5394　　FAX　0940－36－0270

参考）提案の流れ

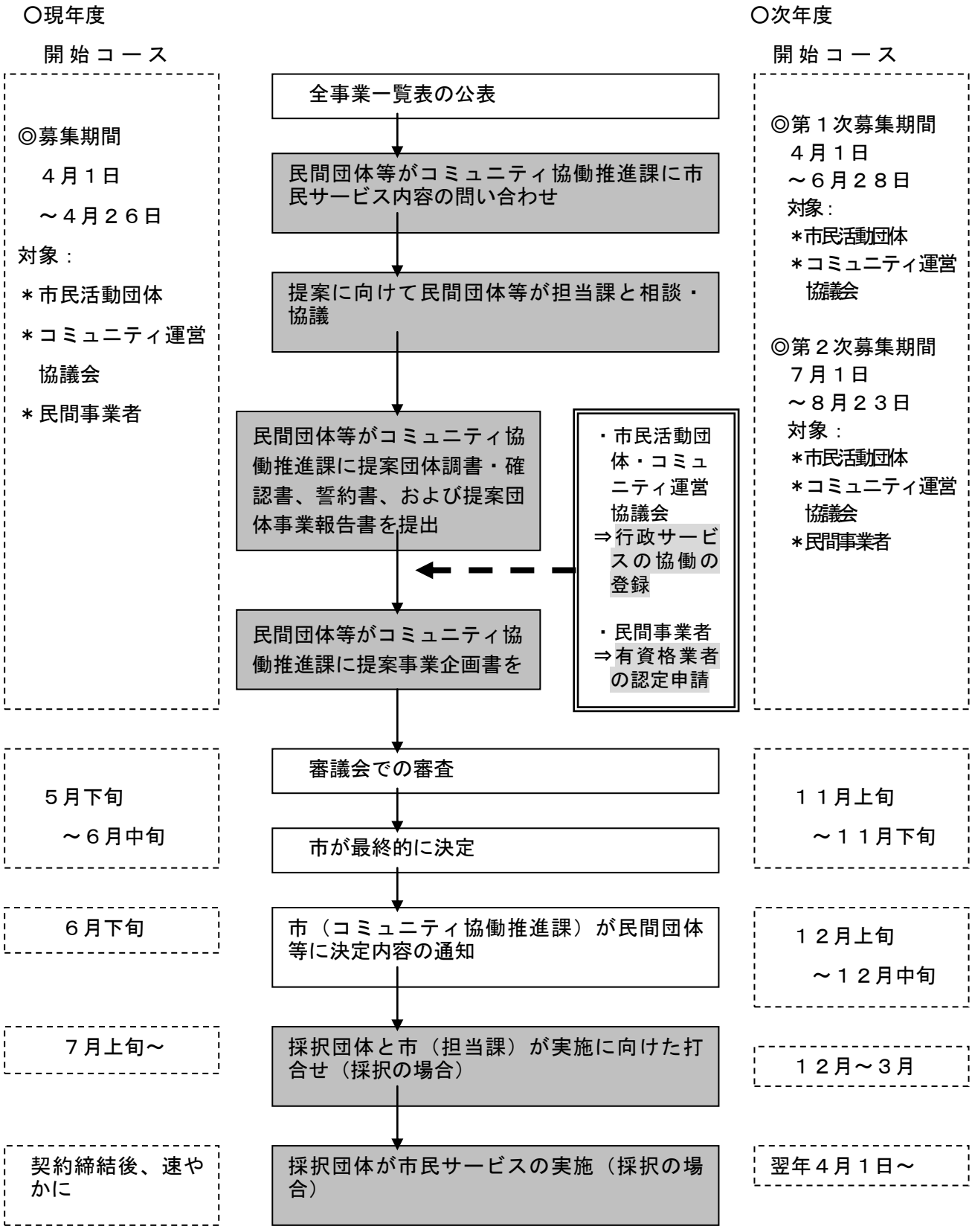
○現年度
開始コース
◎募集期間
４月１日
～４月２６日
対象：
＊市民活動団体
＊コミュニティ運営協議会
＊民間事業者
○次年度
開始コース
◎第１次募集期間
４月１日
～６月２８日
対象：
＊市民活動団体
＊コミュニティ運営協議会
◎第２次募集期間
７月１日
～８月２３日
対象：
＊市民活動団体
＊コミュニティ運営協議会
＊民間事業者
全事業一覧表の公表
民間団体等がコミュニティ協働推進課に市民サービス内容の問い合わせ
提案に向けて民間団体等が担当課と相談・協議
民間団体等がコミュニティ協働推進課に提案団体調書・確認書、誓約書、および提案団体事業報告書を提出
・市民活動団体・コミュニティ運営協議会
⇒行政サービスの協働の登録
・民間事業者
⇒有資格業者の認定申請
民間団体等がコミュニティ協働推進課に提案事業企画書を
審議会での審査
５月下旬
～６月中旬
１１月上旬
～１１月下旬
市が最終的に決定
６月下旬
市（コミュニティ協働推進課）が民間団体等に決定内容の通知
１２月上旬
～１２月中旬
７月上旬～
採択団体と市（担当課）が実施に向けた打合せ（採択の場合）
１２月～３月
契約締結後、速やかに
採択団体が市民サービスの実施（採択の場合）
翌年４月１日～

参考）平成１９年度から平成３０年度までに、この制度で採択を受けた市民サービス一覧

【平成１９年度採択事業】

	事業の名称	左記事業の概要
①	市民アンケートの集計と調査分析と報告書作成事業	市民アンケートの集計、調査分析及び報告書作成を行う。
②	韓国との行政文書及び韓国金海市の広報紙翻訳業務	金海市から送付された行政文書、金海市の広報紙のなかで本市との交流につながる記事を翻訳する。
③	むなかた１０万人／住みたくなるPR冊子（情報誌）制作事業	宗像市への「定住化促進」のPRを目的とする小冊子（情報誌）を制作する。
④	家庭介護教室「安全に、安楽に出来る介護の仕組みを学ぼう」、「原理を知ろう」	家庭においてより安全・安楽に、また自立につながる介護を行うことができる講座を行う。
⑤	人権講演会	障害者、高齢者等を含めた実行委員会を立ち上げ、委員会が企画運営し、人権講演会を開催する。

【平成２０年度採択事業】

	事業の名称	左記事業の概要
①	介護者の悩み相談	在宅介護に関する悩み相談を受ける。来所での相談が困難な場合には訪問相談を行う。相談の内容に応じ、関係機関等につなぐ。
②	宗像市民への認知症啓発事業	認知症に関する認知症サポーター養成講座、キャラバンメイト養成講座を実施する。また、初期段階で認知症に気づくための講座を開催する。
③	ファシリテーション入門講座	市民活動団体のスキルアップを図るため、会議等を効果的に運営するファシリテーターを養成するための講座を行う。
④	「宗像市成人式＆大同窓会」～成人としての自覚、社会人としての責任	地域のＯＢ・ＯＧであり、先輩である同会が地域の先輩としてエール・メッセージを送り、社会に送り出す成人式を企画運営する。
⑤	花・緑のあるまちづくり事業の実施	①花いっぱい運動で使用する花苗の植付け・配布、②花いっぱい運動を行っている登録団体の管理、、③花いっぱいコンクールの実施を行う。
⑥	赤間コミュニティふれあい公園除草事業	地域の公園を地域で守っていくため、赤間コミュニティふれあい公園の除草作業を行う。

⑦	市民連携ポイ捨て防止環境美化事業	個人の清掃活動やボランティア美化活動を指導・声かけ等を行い、市域ボランティア活動の活性化と拡大を図る。
⑧	宗像市営住宅（平原団地、南郷団地、荒開団地）営繕業務協働事業	宗像市営住宅（平原・南郷・荒開団地）の管理修繕、管理工事、空室改修を行う。

【平成２１年度採択事業】

	事業の名称	左記事業の概要
①	権利擁護普及啓発事業	成年後見制度等に関する啓発を演劇により行う。
②	市民活動団体のための税務等支援講座	市民活動団体等を対象とした税務・労務知識の講座を行う。
③	市民活動交流館情報誌の作成	市民活動交流館情報誌の編集、原稿作成、印刷を行う。
④	歴史観光ボランティアガイド養成講座	宗像の歴史観光資源の案内と説明ができる市民ボランティアガイド養成講座を行う。
⑤	こねっとのもったいないコーナー	子育て関連グッズの「もとめます」情報の市広報への掲載、掲示板管理運用、イベントを行う。
⑥	宗像市営住宅営繕業務協働事業	宗像市営住宅の営繕業務（管理修繕、管理工事、空室改修）を代行する。
⑦	コミュニティから広がる生ごみ減量大作戦	生ごみ堆肥化講座、フォロー講座の開講、相談対応等を行う。

【平成２２年度採択事業】

	事業の名称	左記事業の概要
①	地島イノシシ対策事業	地島の島民有志で結成した団体がイノシシの捕獲を行い、島民の生命・財産を守るとともに、来島者の安全確保を図る。
②	里山再生事業～里山荒廃に気付き、実践しよう～	竹害による里山の荒廃について関心を高める講座、竹林整備の手法を学ぶ講座等を実施して、竹の伐採等ができる人材育成を行い、市民による里山保全活動を推進する。

③	大島における読書推進事業	①大島でブックスタート事業、②大島の市民図書館コーナー図書入替え時の運搬作業、③市民図書館コーナーの島民への周知・読書の推進を実施する。
④	市民による国際交流事業「ワールドフェスティバル　世界の味横丁」	「食」を通した市民レベルでの国際交流イベントを行い、草の根の交流を促進する。また、カザンラック市とのパートナー都市交流推進の一翼を担う。
⑤	市民活動交流館を拠点とした市民活動サポート事業	市民活動交流館を中心に、市民活動交流室の業務の一部を中間支援組織が担い、より専門性が高く、ネットワークを活用した市民活動の支援等を行う。
⑥	（１）狂犬病予防集団注射会場での犬鑑札及び注射済票の装着義務啓発及び装着補助 （２）狂犬病予防集団注射会場での犬鑑札及び注射済票交付事務	狂犬病予防注射会場で犬鑑札及び注射済票の交付事務、これらの装着義務の啓発と装着の補助を行い、装着率及び市民の動物愛護意識の向上を図ることにより、迷い犬の殺処分数の減少につなげる。
⑦	市花「カノコユリ」再生事業	市の花であるカノコユリをコミュニティ・センター、学校等の公共施設等に配布し、育成指導等を行い、美しく咲かせることで市民の環境保全意識の高揚を図る。
⑧	ひとしぼりで５３（ごみ）グラム減量！	市内１３地区コミュニティにおいて、「生ゴミの水切り方法と効果」及び「ゴミ減量によるCO_2削減効果」についての講座を実施し、ゴミ減量を進める。
⑨	赤ちゃんのいる家庭のための食事づくり教室	離乳期の子を持つ保護者に対し、日常の食事づくりのための調理実習を実施し、食生活に関する基本的知識の向上、仲間づくりの場を提供し、子育てにおける不安解消を図る。
⑩	子育てハンドブック	利用者のニーズ等を踏まえ、「子育てハンドブック」の企画・編集・デザインを行い、より利活用しやすいものとする。

【平成２３年度採択事業】

	事業の名称	左記事業の概要
①	宗像市成人式事業	宗像市成人式の企画立案、運営を行う。
②	田島汚水中継ポンプ場植栽管理事業	当該ポンプ場に係る草刈、寄植刈込等の植栽管理業務を、当該施設の地域のコミュニティ運営協議会が担い、自分たちの手で地域の美観を保持する。
③	安全で快適な野球場づくり事業	明天寺球場、市営球場（何れも通称）の内野部分の整備について、野球の審判員によって構成した団体において定期的に行い、安全で快適な野球場づくりを行う。
④	成年後見人育成事業	提案団体の専門的な知識や経験を活かし、成年後見研究会の開催及び成年後見に関わる研修会等を開催し、後見制度の普及啓発及び人材育成等を図る。
⑤	新米ママパパ子育て支援推進事業「赤ちゃんくらぶ」	第一子の０歳から１歳前後を子育て中の保護者を対象に、育児不安の軽減や育児力の向上などを目指した、子どもと一緒に参加できる学びの場を提供する。

【平成２４年度採択事業】

	事業の名称	左記事業の概要
①	宗像市レクリエーション・インストラクター養成講座	公益財団法人日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得に必要な履修科目をプログラムとし、各コミュニティや自治会をはじめとした地域イベントのスタッフとして活躍できる人材を養成する。
②	岬公園トイレ清掃外除草業務	岬公園に係るトイレ清掃、草刈、除草等の維持管理業務を、当該施設の地域コミュニティ運営協議会が担うことで、コミュニティ活動の推進等を図る。
③	花いっぱい運動花苗配布及び花いっぱいコンクールの実施 （再提案）	提案団体の専門的なノウハウを活かし、花いっぱい運動に係る一連の業務及びコンクールを実施し、潤いのある住環境の形成及び参加者の健康増進等を行う。
④	ポイ捨てごみの集積および環境美化ボランティア活動への指導等業務	登録団体等が収集した不法投棄ごみの回収、搬入や地域の活動者と連携しながらの環境美化活動の活性

	（再提案）	化及び活動者の掘り起こしを行うことで、人づくりや地域づくりにつなげる。
⑤	宗像市営住宅営繕監理業務委託 （再提案）	提案団体の高い専門性を活かし、市営住宅の営繕監理業務（修繕監理、工事監理、空室改修監理）を代行することで、市民サービスの効率化を図る。
⑥	初任層職務支援研修	採用１年目、3 年目の職員を対象とする市民活動及びコミュニティ運営協議会の現場体験研修におけるコーディネートを行い、現場感覚を持つ職員を育成する。

【平成２５年度採択事業】

	事業の名称	左記事業の概要
①	地島読書支援事業	地島内に、２ヶ所あるじのしま来ぶらりに図書の運搬を行い、住民に利用促進を行うことで、住民の読書推進を図る。
②	子どもの居場所づくり事業	提案団体のノウハウを生かし、プレーパークの運営や青少年の居場所づくり事業、出張プレーパークの実施、子どもの遊び場や遊びに関する実態調査を行うことで、子どもの居場所づくりを支援する。
③	もっともっとダンボールコンポスト家族になろう！ （再提案）	生ごみ堆肥化講座やダンボールコンポストの資材あっせんを実施することで、市民にダンボールコンポストを普及し、生ごみ減量に取り組む。
④	宗像市動物相談室	畜犬に関する業務を、市の窓口に常駐勤務して実施することで、団体の専門性を生かし、紛争解決や畜犬登録状態の改善などを図る。
⑤	むなかた電子博物館運営業務	むなかた電子博物館のサイト運営、紀要の編集、北斗の水くみ写真展や観望会などのイベントを実施し、宗像の歴史や文化、自然などの情報を発信する。
⑥	男女共同参画推進事業の実施及びセンター管理運営業務	男女共同参画推進センターを拠点として、啓発講座など、様々な事業を実施することで、男女共同参画社会への推進を図る。

【平成２６年度採択事業】

	事業の名称	左記事業の概要
①	宗像市成人式事業 （再提案）	宗像市成人式の企画立案、運営を行う。
②	市民活動・NPO ボランティアセンターにおける市民活動支援並びに協働促進事業 （再提案）	中間支援組織として宗像市での市民活動の活性化、支援を実施し、市民活動団体と行政、企業などとの協働を推進する。

【平成２７年度採択事業】

	事業の名称	左記事業の概要
①	ポイ捨てごみの集積及び環境美化ボランティア活動への指導等業務 （再々提案）	集積された不法投棄ごみの回収、回収用ネットの配達を行うとともに、環境美化活動団体の支援、不法投棄監視パトロールなどを実施する。

【平成２８年度採択事業】

	事業の名称	左記事業の概要
①	花いっぱい運動花苗配布及び花いっぱいコンクールの実施 （再々提案）	提案団体の専門的なノウハウを活かし、花いっぱい運動に係る一連の業務及びコンクールを実施し、潤いのある住環境の形成及び参加者の健康増進等を行う。
②	宗像市営住宅営繕監理業務委託 （再々提案）	提案団体の高い専門性を活かし、市営住宅の営繕監理業務（修繕監理、工事監理、空室改修監理）を代行することで、市民サービスの効率化を図る。
③	子どもの居場所づくり事業 （再提案）	提案団体のノウハウを生かし、プレーパークの運営や青少年の居場所づくり事業、出張プレーパークの実施、子どもの遊び場や遊びに関する実態調査を行うことで、子どもの居場所づくりを支援する。

【平成２９年度採択事業】

	事業の名称	左記事業の概要
①	市の花カノコユリの普及定着化事業	宗像市の花カノコユリの研究を行いながら、増殖、講習会、植込み、管理等を行い、カノコユリの里づくりを推進する。
②	生ごみ堆肥化協働委託事業 （再々提案）	生ごみ堆肥化講座及びダンボールコンポストの基材斡旋等を行うことで、市民にダンボールコンポストを普及し、生ごみ減量を図る。
③	男女共同参画推進事業の実施及びセンター管理運営業務 （再提案）	男女共同参画推進センターの管理運営を行いながら、啓発講座等の事業を実施することで、男女共同参画社会の推進を図る。
④	むなかた電子博物館運営業務 （再提案）	むなかた電子博物館のサイト運営、紀要の編集、北斗の水くみに関するイベントを実施し、宗像の歴史、文化及び自然などの情報を発信する。

【平成３０年度採択事業】

	事業の名称	左記事業の概要
①	宗像市成人式事業 （再々提案）	地域を愛する市民活動団体として、地域の将来を担う市内及び市内出身者である新成人を対象とした宗像市成人式の企画立案、運営を行うもの。
②	市民活動推進事業 （再々提案）	市民との協働によるまちづくりを推進するため、市民活動・NPO ボランティアセンターの管理運営及び市民活動団体等の支援・育成を行うもの。